第111期定時株主総会
招集ご通知

日時　平成27年６月23日(火曜日）午前10時
場所　岩手県盛岡市中央通一丁目６番７号
当行本店　３階　大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

北日本銀行

証券コード：8551

○目　次

第111期定時株主総会招集ご通知 …… 1

添付書類
第111期事業報告
1. 当行の現況に関する事項 …… 3
2. 会社役員に関する事項 …… 11
3. 社外役員に関する事項 …… 14
4. 当行の株式に関する事項 …… 16
5. 当行の新株予約権等に関する事項 …… 17
6. 会計監査人に関する事項 …… 18
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 …… 19
8. 業務の適正を確保する体制 …… 19
9. 会計参与に関する事項 …… 22
10. その他 …… 22

第111期計算書類
貸借対照表 …… 23
損益計算書 …… 24
株主資本等変動計算書 …… 25

第111期連結計算書類
連結貸借対照表 …… 26
連結損益計算書 …… 27
連結株主資本等変動計算書 …… 28

監査報告書
会計監査人監査報告書謄本 …… 29
連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本 …… 30
監査役会監査報告書謄本 …… 31

株主総会参考書類
第1号議案　剰余金の処分の件 …… 33
第2号議案　定款一部変更の件 …… 33
第3号議案　取締役10名選任の件 …… 36
第4号議案　監査役1名選任の件 …… 39

インターネットによる議決権行使のご案内 …… 40

証券コード　8551
平成27年６月５日

株 主 各 位

岩手県盛岡市中央通一丁目６番７号
株式会社 北日本銀行
取締役頭取　　佐　藤　安　紀

第111期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当行第111期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成27年６月22日（月曜日）午後５時までに議決権をご行使いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成27年６月23日（火曜日）午前10時
（午前９時に開場いたします。
開会間際は大変混雑いたしますので、お早めにお越しください。）

2. 場　　所　岩手県盛岡市中央通一丁目６番７号
当行本店　３階　大会議室

3. 株主総会の目的である事項

報 告 事 項　1. 第111期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件

2. 第111期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役10名選任の件

第４号議案　監査役１名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月22日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.e-sokai.jp）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成27年６月22日（月曜日）午後５時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記（40頁から41頁まで）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

(3) 重複行使の取扱い

書面（郵送）により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎ 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（http：//www.kitagin.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

① 個別注記表（計算書類の注記）　② 連結注記表（連結計算書類の注記）

したがって、本招集ご通知の計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。

◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当行ウェブサイト（http：//www.kitagin.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

第111期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

企業集団の主要な事業内容

当行グループは、当行及び連結子会社３社で構成され、銀行業務を中心にクレジットカード業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

金融経済環境

当期のわが国経済をみますと、国内景気は、年度前半は消費増税に伴う駆け込み需要の反動減の影響や物価上昇に伴う実質賃金の低下などから低調な動きとなりましたが、期末に向けては円安の定着や原油価格の下落などによる企業収益の改善により持ち直しの動きとなりました。株価（日経平均）は、堅調な海外株や日銀の追加金融緩和などを背景に上昇基調をたどり、足もとでは国内景気の回復や企業業績の改善などを手掛かりに19千円台で推移しました。

岩手県内経済をみますと、公共投資は震災復旧・復興関連工事を中心とした大型工事の発注増などにより増勢が続き、住宅投資は消費増税に伴う駆け込み需要の反動減の影響で減少し前年を下回ったものの、沿岸部の住宅再建や災害公営住宅などの復興需要により高水準での着工が続きました。一方、個人消費は消費増税に伴う駆け込み需要の反動減に加え、実質所得低下の影響もあり弱い動きが続き、生産活動も多くの業種で生産水準は低下いたしましたが、年度後半からは海外経済の持ち直しや円安などを背景として輸出関連業種を中心に生産が上向くなど、全体として持ち直しに向けた動きが続きました。そのような中で岩手県内経済全体としては、緩やかな回復の動きに足踏み感がみられました。

事業の経過及び成果

このような経済情勢のもと、当行グループは役職員一致協力して地域に密着した営業活動を推進し、資産の効率的な運用、諸費用の削減および資産内容の一層の健全化を図ってきた結果、次のような業績を収めることができました。

（主要勘定の状況）

預金は、個人預金および法人預金の安定した増加により、当連結会計年度末残高は前期比246億円増加して１兆3,691億円となりました。貸出金は、地場企業や個人向けへの貸出であるリテール貸出金（事業性貸出金、住宅ローン、消費者ローン）は資金需要に積極的に対応したことから引き続き順調に増加しました。一方では、地方公共団体向けの貸出金が減少し、また、シンジケートローン等の大手企業向け貸出についても収益性に配慮した取り組みの結果減少したため、

貸出金全体での当連結会計年度末残高は前期比224億円減少して8,767億円となりました。
有価証券は、国債および社債を中心に安定的収益確保に努めるとともに、市場の金利動向などに留意し慎重な資金運用を行った結果、当連結会計年度末残高は前期比342億円増加して4,436億円となりました。

（損益の状況）

収益面につきましては、当連結会計年度の経常収益は、有価証券利息配当金や国債等債券売却益が増加したことなどから、前期比3億円増加して248億円となりました。一方、経常費用が与信関連費用や営業経費の増加により前期比9億円増加したため、経常利益は前期比5億円減少して46億円となり、当期純利益は過去に有税償却した不良債権および有価証券の無税化に伴い法人税等（税効果含む）が減少したため、前期比15億円増加して43億円となりました。

（店舗・ＡＴＭの状況）

店舗関係では、平成26年４月に仙台市内６店舗目となる泉中央支店を新設、また、平成26年８月には釜石支店・鵜住居支店を、平成26年11月には大船渡支店をそれぞれ新築移転いたしました。店舗外ＡＴＭは、新たに２か所設置する一方、１か所を廃止するなど再配置を行いお客さまの利便性の向上を図りました。この結果、当行の店舗数は78店舗・２出張所、店舗外ＡＴＭは165か所となりました。

（東日本大震災からの復興支援の状況）

復興支援関係では、被災企業等の販路拡大のため岩手県工業技術センターとの共催による「商品力向上セミナー」の開催、独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携した復興支援アドバイザーの派遣や、中小企業庁が開設した中小企業・小規模事業者をサポートするサイト「ミラサポ」の専門家派遣事業を活用したマナー実務研修等を実施しました。また、当行の勘定系システムである「ＮＥＸＴＢＡＳＥ」に加盟する12行ならびに同システムを提供する株式会社日立製作所との間で「災害時相互協力に関する協定書」を締結し、各営業地域において災害が発生した場合でも、地域の皆さまに安心して金融サービスをご利用いただける体制を強化しました。

（地域経済の活性化に向けた取組みの状況）

地域経済活性化関係では、医療分野においては、株式会社地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）が立ち上げた地域ヘルスケア産業支援ファンドへの出資を行い、農業・食品関連分野においては、子会社であるきたぎんリース・システム株式会社をファンド運営者とする「きたぎん六次産業化支援ファンド」を株式会社農林漁業成長産業化支援機構（Ａ－ＦＩＶＥ）と共同出資のもとで設立し、設立後では全国で最も早いタイミングで第一号案件に出資決定するなど、資金調達手段の多様化と活用を図りました。また、地域創生を支援する取り組みとしては、国が主導する地方創生の推進にあたり地域金融機関に期待される役割を発揮するため、営業統括部地域事業支援室内に「地方創生推進支援チーム」を設置するとともに、地方自治体との対応窓口を全営業店長とし本部・営業店が一丸となった組織体制を整備しました。

（商品・サービスについての状況）

好評をいただいている個人向け無担保ローン「ＡＳＵＭＯ」では、お客さまに一層便利にローンをお申し込みいただけるよう、東北の金融機関で初めてとなるＡＴＭへのローン申込機能を追加しました。例年実施している夏・冬の定期預金キャンペーンでは、従来の金利上乗せ定期預金に加え、ジャンボ宝くじ付定期預金を新設し、いずれかをお選びいただく形にしました。また、お客さまの利便性向上と行員の事務作業の効率化・厳正化を図るため新営業店システムを導入しました。

（株主優待制度の拡充について）

当行は、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするとともに、当行株式への投資の魅力を高め、より多くの皆さまに当行株式を保有していただけるよう株主優待制度を導入しております。この目的を一層推進することに加え、地域金融機関として東日本大震災の復興に貢献するため、従来の優待定期預金に加え、カタログから地場特産品等を選んでお受け取りいただく優待を新設し、いずれかをお選びいただくことができるよう株主優待制度を拡充しました。被災地の産品をご提供し、売り上げに貢献することで、販売面から息の長い支援をしたいと考えております。

情報開示への対応

当行は経営状況の透明性をさらに高め、株主やお客さまからより一層信頼される銀行経営の確立を目指して、ＩＲ（投資家向け広報）活動を積極的に行っております。株主総会後に開催する株主懇談会をはじめ、投資家・証券アナリスト・地域の皆さまに向けた経営説明会の実施、ディスクロージャー誌によるお客さまへの情報開示等多彩なプログラムを通して、引き続き適切かつタイムリーな情報開示に積極的に取り組んでまいります。

対処すべき課題

東日本大震災の発生から４年が経過し、岩手県は今年を復興計画における本格復興期間の２年目の年として「本格復興邁進年」と位置付けています。引き続き行政が一体となり、そして行政と民間が連携することでより一層復興が進むことが期待されます。また、地域金融機関には、人口減少をはじめとする経済構造の変化が本格化していく中で、取引先企業の成長を地域経済の活性化につなげ、そして銀行自身の収益力強化にもつなげることが求められております。

こうした課題に積極的に対応するため、当行は、昨年４月にスタートした中期経営計画（Ａｐｐｒｏａｃｈ）では、広域な顧客基盤、店舗網を背景に、競争力の高い人材の育成や営業力を強化し、中長期的に安定した顧客基盤を確保することを目指しています。２年目となる平成27年度は基本方針に基づく施策の展開を進めてまいります。

今後とも「地域密着」の経営理念のもと、経営の透明性を一層高め、経営の健全性を維持し、安定した収益を確保しながら地域社会の発展に寄与するという、地域金融機関本来の使命に徹した経営を進めてゆく所存であります。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ　企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益	257	250	244	248
連結経常利益	34	41	52	46
連結当期純利益	18	21	27	43
連結包括利益	57	61	36	103
連結純資産額	522	577	604	698
連結総資産	13,381	13,809	14,318	14,671

(注)　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ　当行の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預金	12,640	13,009	13,467	13,705
定期性預金	7,325	7,625	7,613	7,513
その他	5,315	5,383	5,853	6,192
社債	30	30	60	60
貸出金	8,865	8,962	9,037	8,814
個人向け	3,165	3,211	3,240	3,262
中小企業向け	3,260	3,135	3,172	3,124
その他	2,439	2,615	2,625	2,427
商品有価証券	0	0	1	1
有価証券	3,590	3,611	4,103	4,446
国債	1,815	1,808	1,911	1,627
その他	1,774	1,803	2,192	2,818
総資産	13,371	13,793	14,306	14,652
内国為替取扱高	47,003	49,427	51,876	54,123
外国為替取扱高	百万ドル 81	百万ドル 83	百万ドル 74	百万ドル 135
経常利益	百万円 3,265	百万円 4,031	百万円 4,981	百万円 4,397
当期純利益	百万円 1,750	百万円 2,012	百万円 2,625	百万円 4,157
１株当たり当期純利益	円　銭 204　61	円　銭 235　24	円　銭 306　97	円　銭 486　16

（注）1.　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.　１株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。なお、期中の平均発行済株式数については自己株式を控除しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末			前年度末		
	銀行業	リース業	その他	銀行業	リース業	その他
使用人数	898人	28人	8人	928人	27人	9人

(注) 1. 使用人数は、当企業集団から企業集団外への出向者を除いております。また、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

2. 当年度末における平均年齢は銀行業40歳2ヶ月、リース業46歳10ヶ月、その他47歳6ヶ月、平均勤続年数は銀行業18年0ヶ月、リース業16年10ヶ月、その他10年1ヶ月であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

当 行

	当年度末	前年度末	主要な営業所
	店 (うち出張所)	店 (うち出張所)	
岩手県	57 (1)	57 (1)	本店営業部ほか
青森県	5 (—)	5 (—)	青森支店ほか
秋田県	4 (—)	4 (—)	秋田支店ほか
宮城県	11 (1)	10 (1)	仙台支店ほか
福島県	2 (—)	2 (—)	福島支店ほか
東京都	1 (—)	1 (—)	東京支店
合計	80 (2)	79 (2)	

当行の当年度新設営業所

営業所名	所在地
泉中央支店	宮城県仙台市泉区泉中央一丁目16番地の1

きたぎんビジネスサービス株式会社　：本社（盛岡市）ほか1支店

ロ リース業

きたぎんリース・システム株式会社　：本社（盛岡市）

ハ その他

きたぎんユーシー株式会社　：本社（盛岡市）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	1,507
リース業	11
その他	5
合計	1,523

ロ　重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	営業店システムの更改	495
	支店店舗の新築	462
合計		958

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はありません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
きたぎんビジネスサービス株式会社	岩手県盛岡市中央通一丁目６番７号	銀行事務代行業務 労働者派遣業務	昭和61年12月15日	百万円 15	% 100.00	子会社
きたぎんユーシー株式会社	岩手県盛岡市材木町２番23号	クレジットカード 信用保証業務	昭和63年２月22日	20	100.00	子会社
きたぎんリース・システム株式会社	岩手県盛岡市材木町２番23号	リース業務 計算受託業務	平成２年２月１日	80	100.00	子会社

(注)　上記子会社３社を含めた当年度の連結経常収益は24,853百万円、連結当期純利益は4,335百万円であります。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行64行、信用金庫268金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合135組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連751（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、ＣＡＦＩＳ経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行との提携により、ＣＡＦＩＳ経由方式で株式会社セブン銀行の現金自動設備の利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、統合ＡＴＭセンター経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐藤安紀	取締役頭取 (代表取締役) (検査部担当)		
北　久雄	専務取締役 (代表取締役) (経営企画部、人事部、市場国際部担当)		
石塚恭路	常務取締役 (審査部、事務システム部担当)		
瀬川光夫	常務取締役 (営業統括部担当)		
佐藤達也	常務取締役 リスク管理部長 (総務部、リスク管理部担当)		
太田　稔	取締役 (社外役員)	学校法人盛岡大学 理事長	
村田嘉一	取締役 (社外役員)		
柴田克洋	取締役 経営企画部長		
髙橋義則	取締役 人事部長		
藤田克弘	取締役 東京支店長 兼東京事務所長		
坂本篤志	取締役 営業統括部長 兼地域事業支援室長		

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
樋　澤　正　光	常　勤　監　査　役		
鈴　木　正　之	常　勤　監　査　役		
柴　田　義　春	監　査　役 (社　外　役　員)	第一商事株式会社 代表取締役社長	
山　添　勝　寛	監　査　役 (社　外　役　員)	株式会社岩手日報社 専務取締役新制作センター建設本部長・統括	
小笠原　弘　治	監　査　役 (社　外　役　員)	株式会社マルイチ 代表取締役会長	

(注) 1. 取締役のうち太田稔及び村田嘉一の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
また、取締役太田稔氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 監査役のうち柴田義春、山添勝寛及び小笠原弘治の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

3. 当事業年度中に新たに就任した取締役
平成26年６月24日開催の第110期定時株主総会において、坂本篤志氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　　分	支 給 人 数	報　　酬　　等
取　締　役	11名	168 (57)
監　査　役	5名	44
計	16名	212 (57)

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 報酬等には以下のものを含んでおります。

(1) 当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額

取締役　　9名　　20百万円

(2) 株式報酬型ストックオプション報酬額

取締役　　9名　　37百万円

なお、報酬以外の金額を括弧内に内書表示しております。

3. 報酬等には社外役員に対する報酬等を含んでおります。

4. 取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与34百万円を含んでおりません。

5. 取締役に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額

(1) 年額200百万円（うち社外取締役の報酬額は年額10百万円）
（平成25年６月21日開催の第109期定時株主総会決議）
使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

(2) 年額60百万円（平成25年６月21日開催の第109期定時株主総会決議）
上記（1）とは別枠で社外取締役以外の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の限度額として承認いただいております。

6. 監査役に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額
年額60百万円（平成25年６月21日開催の第109期定時株主総会決議）

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
太田　　稔	学校法人盛岡大学理事長
村田嘉一	該当事項はありません。
柴田義春	第一商事株式会社代表取締役社長
山添勝寛	株式会社岩手日報社専務取締役新制作センター建設本部長・統括
小笠原弘治	株式会社マルイチ代表取締役会長

（注） 柴田義春氏が代表取締役社長を務める第一商事株式会社、山添勝寛氏が専務取締役新制作センター建設本部長・統括を務める株式会社岩手日報社及び小笠原弘治氏が代表取締役会長を務める株式会社マルイチとの間に貸出金等の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
太田　　稔	12年９ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。	議案審議等において公正な意見表明を行いました。
村田嘉一	３年９ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席しました。	議案審議等において公正な意見表明を行いました。
柴田義春	10年９ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査役会12回のうち11回に出席しました。	議案審議等において公正な意見表明を行いました。 また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
山　添　勝　寛	6年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席しました。	議案審議等において公正な意見表明を行いました。 また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。
小笠原　弘　治	3年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席しました。	議案審議等において公正な意見表明を行いました。 また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。

(3) 責任限定契約

該当事項はありません。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	16	—

(注)　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 社外役員の意見

上記（1）から（4）に掲げる内容に対する意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	12,000千株
発行済株式の総数	8,793千株

(2) 当年度末株主数

6,027名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	697千株	8.15%
明治安田生命保険相互会社	462	5.41
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	231	2.71
北日本銀行従業員持株会	194	2.27
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	177	2.07
株式会社みずほ銀行	150	1.75
住友生命保険相互会社	136	1.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	119	1.39
東京海上日動火災保険株式会社	100	1.17
カメイ株式会社	91	1.06

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行は自己株式242,403株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取　締　役 (社外役員を除く)	①名称 株式会社北日本銀行第1回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成25年7月8日 ③新株予約権の数 178個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式　　17,800株 (新株予約権1個当たり100株) ⑤新株予約権の行使期間 平成25年7月9日から平成55年7月8日まで ⑥権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。	8名
	①名称 株式会社北日本銀行第2回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成26年7月9日 ③新株予約権の数 152個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式　　15,200株 (新株予約権1個当たり100株) ⑤新株予約権の行使期間 平成26年7月10日から平成56年7月9日まで ⑥権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。	9名
社外取締役	―	―
監　査　役	―	―

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
北光監査法人 代表社員　遠藤明哲 代表社員　下田栄行	37	

(注) 1. 当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は37百万円であります。

2. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当該事業年度に係る報酬等の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役は、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ　取締役は、「地域密着」「健全経営」「人間尊重」の経営理念や「明、正、堅」の行是を経営の基本とし、「職業倫理と行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令及び定款の遵守並びに浸透を率先垂範して行う。

ロ　コンプライアンス統括部署並びに内部監査部署を設置し組織体制を整備する。

ハ　頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設けコンプライアンス状況を総合的に把握、管理する。

ニ　営業店、本部各部にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス統括部署と連携し法令等遵守態勢の徹底を図る。

ホ　使用人が法令違反の疑いのある行為等を発見した場合の内部者通報体制として、コンプライアンス報告制度を設ける。

ヘ　内部監査部署は、内部監査規程に基づき営業店、本部各部の法令等遵守態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取締役会に報告する。

ト　反社会的勢力への対応に係る基本方針等に基づき、業務の適切性及び健全性を確保するため、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程を定め、取締役及び使用人の職務執行の状況を記録した書類等の作成、保存、管理等を規制し、体制として整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ　リスク管理規程にリスク管理に対する基本方針を定め、当行が抱えるリスクの内容を的確に把握し適正な管理を行う。

ロ　リスク管理を統括する部署並びに内部監査部署を設置し組織体制を整備する。

ハ　リスク管理の統括部署が「リスク管理方針」を策定し、取締役会は、その内容や履行状況について報告を受け審議する。

ニ　頭取を委員長とした「リスク管理委員会」を設け定期的に各種リスクの状況を把握、管理する。

ホ　重大な損失の危険が生じた場合は、頭取を責任者とする対策本部を設置し速やかに適切な対応をする。

ヘ　内部監査部署は、内部監査規程に基づき、営業店、本部各部のリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ　定期的（原則として月１回）または必要により臨時の取締役会を開催し、経営上の重要事項の意思決定を行う。また、重要な業務執行上の審議や意思決定を機動的に行うため原則として毎週常務以上の役付役員が出席する常務会を開催する。

ロ　社則など経営の基本となる規程を定め、組織、各部署の業務分掌、職務権限、指揮命令関係等を明確化し、効率的な業務執行を実施する。

(5)　当行及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ　子会社においても、業務の決定及び執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置し、かつ業務が適正に行われるよう子会社の非常勤取締役及び非常勤監査役を当行の取締役が兼務する。

ロ　子会社社長は、重要な業務の執行状況を定期的に頭取・担当役員及び監査役に報告する。

ハ　子会社においても、コンプライアンスに関する規程を制定し、コンプライアンス責任者を配置する。

ニ　内部監査部署が子会社の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取締役会に報告する。

(6) 財務報告の適切性と信頼性を確保するための体制

当行及び子会社は会計基準その他関連法令を遵守し、財務報告の適切性と信頼性を確保するための内部管理態勢を整備する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことが必要となり求められた場合には、監査役と協議のうえで必要な人員を配置する。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ　監査役付き使用人は他の部署の職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。

ロ　監査役付き使用人の任命、異動及び人事考課については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重する。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ　取締役は、法令に従い当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合には、直ちに監査役に報告する。

ロ　取締役及び使用人は、コンプライアンス報告制度による法令違反の疑いのある行為等の通報状況を速やかに監査役に報告する。

ハ　監査役から業務執行の状況についての照会や稟議書その他の重要文書の閲覧要請がある場合は、当該要請に基づき担当部門が直接報告する。

ニ　内部監査部署は実施した内部監査結果を、速やかに監査役に報告する。

ホ　監査役は、取締役会のほか常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会など経営の業務執行にかかわる重要な会議に出席し報告を求めることができる。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ　代表取締役は、定期的に監査役会に出席し業務執行の状況についての説明や監査役監査の環境整備等について意見交換を行う。

ロ　監査役及び監査役会が会計監査人と定期的に意見や情報の交換を行い、実効的な監査を実施する体制を確保する。
ハ　監査役が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

第111期末（平成27年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**119,045**	**預金**	**1,370,574**
現金	27,639	当座預金	26,707
預け金	91,405	普通預金	568,600
コールローン	**364**	貯蓄預金	13,945
買入金銭債権	**512**	通知預金	4,668
商品有価証券	**198**	定期預金	740,749
商品国債	185	定期積金	10,600
商品地方債	13	その他の預金	5,303
金銭の信託	**600**	**譲渡性預金**	**2,000**
有価証券	**444,651**	**社債**	**6,000**
国債	162,764	**その他負債**	**7,573**
地方債	63,917	未払法人税等	58
社債	105,724	未払費用	1,101
株式	19,405	前受収益	338
その他の証券	92,839	従業員預り金	329
貸出金	**881,443**	給付補填備金	2
割引手形	4,024	資産除去債務	166
手形貸付	30,052	その他の負債	5,577
証書貸付	768,760	**賞与引当金**	**325**
当座貸越	78,607	**役員賞与引当金**	**20**
外国為替	**636**	**退職給付引当金**	**1,812**
外国他店預け	636	**睡眠預金払戻損失引当金**	**78**
その他資産	**2,515**	**繰延税金負債**	**271**
前払費用	10	**再評価に係る繰延税金負債**	**2,562**
未収収益	1,218	**支払承諾**	**6,021**
その他の資産	1,286	**負債の部合計**	**1,397,240**
有形固定資産	**17,256**	（純資産の部）	
建物	3,175	**資本金**	**7,761**
土地	12,448	**資本剰余金**	**4,989**
建設仮勘定	1	資本準備金	4,989
その他の有形固定資産	1,632	**利益剰余金**	**39,875**
無形固定資産	**644**	利益準備金	3,500
ソフトウェア	589	その他利益剰余金	36,374
その他の無形固定資産	54	圧縮積立金	218
前払年金費用	**422**	別途積立金	32,240
支払承諾見返	**6,021**	繰越利益剰余金	3,915
貸倒引当金	**△9,023**	**自己株式**	**△788**
		株主資本合計	**51,837**
		その他有価証券評価差額金	**10,952**
		土地再評価差額金	**5,185**
		評価・換算差額等合計	**16,137**
		新株予約権	**74**
		純資産の部合計	**68,049**
資産の部合計	**1,465,290**	**負債及び純資産の部合計**	**1,465,290**

第111期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**22,235**
資金運用収益	17,748	
貸出金利息	13,746	
有価証券利息配当金	3,900	
コールローン利息	10	
預け金利息	73	
その他の受入利息	17	
役務取引等収益	2,584	
受入為替手数料	846	
その他の役務収益	1,737	
その他業務収益	686	
外国為替売買益	22	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	663	
その他経常収益	1,215	
償却債権取立益	198	
株式等売却益	160	
金銭の信託運用益	72	
その他の経常収益	783	
経常費用		**17,838**
資金調達費用	782	
預金利息	680	
譲渡性預金利息	0	
コールマネー利息	0	
社債利息	100	
その他の支払利息	1	
役務取引等費用	2,272	
支払為替手数料	152	
その他の役務費用	2,120	
その他業務費用	97	
国債等債券売却損	68	
国債等債券償還損	29	
営業経費	13,341	
その他経常費用	1,343	
貸倒引当金繰入額	363	
貸出金償却	577	
株式等売却損	40	
株式等償却	0	
その他の経常費用	362	
経常利益		**4,397**
特別損失		**216**
固定資産処分損	44	
減損損失	172	
税引前当期純利益		**4,180**
法人税、住民税及び事業税	198	
法人税等調整額	△175	
法人税等合計		**22**
当期純利益		**4,157**

第111期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	7,761	4,989	4,989	3,500	209	30,040	2,828	36,579	△786	48,543
会計方針の変更による累積的影響額							△419	△419		△419
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,761	4,989	4,989	3,500	209	30,040	2,408	36,159	△786	48,123
当期変動額										
剰余金の配当							△513	△513		△513
圧縮積立金の積立					10		△10	－		
圧縮積立金の取崩					△1		1	－		
別途積立金の積立						2,200	△2,200	－		
当期純利益							4,157	4,157		4,157
自己株式の取得									△2	△2
自己株式の処分							△0	△0	0	0
土地再評価差額金の取崩							71	71		71
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	8	2,200	1,506	3,715	△2	3,713
当期末残高	7,761	4,989	4,989	3,500	218	32,240	3,915	39,875	△788	51,837

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	5,638	5,001	10,639	37	59,220
会計方針の変更による累積的影響額					△419
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,638	5,001	10,639	37	58,800
当期変動額					
剰余金の配当					△513
圧縮積立金の積立					
圧縮積立金の取崩					
別途積立金の積立					
当期純利益					4,157
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					0
土地再評価差額金の取崩					71
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,313	184	5,497	37	5,535
当期変動額合計	5,313	184	5,497	37	9,248
当期末残高	10,952	5,185	16,137	74	68,049

第111期末（平成27年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	119,095	預金	1,369,142
コールローン及び買入手形	364	譲渡性預金	2,000
買入金銭債権	512	借用金	581
商品有価証券	198	社債	6,000
金銭の信託	600	その他負債	8,292
有価証券	443,674	賞与引当金	340
貸出金	876,708	役員賞与引当金	20
外国為替	636	退職給付に係る負債	1,969
リース債権及びリース投資資産	5,963	役員退職慰労引当金	6
その他資産	4,119	睡眠預金払戻損失引当金	78
有形固定資産	17,301	ポイント引当金	8
建物	3,175	繰延税金負債	232
土地	12,448	再評価に係る繰延税金負債	2,562
建設仮勘定	1	支払承諾	6,021
その他の有形固定資産	1,676	負債の部合計	1,397,256
無形固定資産	675		
ソフトウェア	618	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	56	資本金	7,761
退職給付に係る資産	417	資本剰余金	4,989
繰延税金資産	87	利益剰余金	41,788
支払承諾見返	6,021	自己株式	△788
貸倒引当金	△9,240	株主資本合計	53,750
		その他有価証券評価差額金	10,952
		土地再評価差額金	5,185
		退職給付に係る調整累計額	△83
		その他の包括利益累計額合計	16,054
		新株予約権	74
		純資産の部合計	69,880
資産の部合計	1,467,137	負債及び純資産の部合計	1,467,137

第111期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**24,853**
資金運用収益	17,735	
貸出金利息	13,739	
有価証券利息配当金	3,894	
コールローン利息及び買入手形利息	10	
預け金利息	73	
その他の受入利息	17	
役務取引等収益	2,701	
その他業務収益	3,242	
その他経常収益	1,174	
償却債権取立益	199	
その他の経常収益	975	
経常費用		**20,226**
資金調達費用	794	
預金利息	680	
譲渡性預金利息	0	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借用金利息	11	
社債利息	100	
その他の支払利息	1	
役務取引等費用	2,053	
その他業務費用	2,349	
営業経費	13,639	
その他経常費用	1,389	
貸倒引当金繰入額	391	
その他の経常費用	997	
経常利益		**4,627**
特別利益		**0**
固定資産処分益	0	
特別損失		**216**
固定資産処分損	44	
減損損失	172	
税金等調整前当期純利益		**4,410**
法人税、住民税及び事業税	248	
法人税等調整額	△173	
法人税等合計		**75**
少数株主損益調整前当期純利益		**4,335**
当期純利益		**4,335**

第111期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,761	4,989	38,315	△786	50,279
会計方針の変更による累積的影響額			△419		△419
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,761	4,989	37,895	△786	49,859
当期変動額					
剰余金の配当			△513		△513
当期純利益			4,335		4,335
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分			△0	0	0
土地再評価差額金の取崩			71		71
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	3,893	△2	3,891
当期末残高	7,761	4,989	41,788	△788	53,750

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5,638	5,001	△521	10,117	37	60,434
会計方針の変更による累積的影響額						△419
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,638	5,001	△521	10,117	37	60,015
当期変動額						
剰余金の配当						△513
当期純利益						4,335
自己株式の取得						△2
自己株式の処分						0
土地再評価差額金の取崩						71
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,314	184	438	5,936	37	5,974
当期変動額合計	5,314	184	438	5,936	37	9,865
当期末残高	10,952	5,185	△83	16,054	74	69,880

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

株式会社　北日本銀行
　取　締　役　会　御中

北 光 監 査 法 人
代表社員 業務執行社員　公認会計士　遠　藤　明　哲　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　下　田　栄　行　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社北日本銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

株式会社　北日本銀行
　取　締　役　会　御中

北 光 監 査 法 人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　遠　藤　明　哲　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　下　田　栄　行　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社北日本銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北日本銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び北光監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月12日

株式会社 北日本銀行　監査役会

常勤監査役　樋　澤　正　光　㊞

常勤監査役　鈴　木　正　之　㊞

社外監査役　柴　田　義　春　㊞

社外監査役　山　添　勝　寛　㊞

社外監査役　小笠原　弘　治　㊞

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

金融機関をとりまく経営環境の変化に備え、経営体質の強化のため内部留保に意を用いるとともに、株主の皆様への安定的な配当の継続と当期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式１株につき金30円　　配当総額256,541,190円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月24日（水曜日）

２．その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金　　3,300,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金　　3,300,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 取締役会の招集権者および議長について、取締役会規程に定めることを明確にすることにより、取締役会の運営の柔軟性を確保するため、現行定款第23条の変更を行うものであります。

(2)「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年5月1日に施行され、業務執行を行わない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、変更案第27条(取締役との責任限定契約)および変更案第34条(監査役との責任限定契約)の規定を新設するものであります。

なお、変更案第27条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現　行　定　款	変　更　案
第4章　取締役および取締役会	第4章　取締役および取締役会
(取締役会の招集者) 第23条　取締役会は、取締役頭取が招集する。 取締役頭取に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。	(取締役会の招集権者および議長) 第23条　取締役会の招集権者および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規程により定める。
第24条 〳　(条文省略) 第26条	第24条 〳　(現行どおり) 第26条
(新　設)	(取締役との責任限定契約) 第27条　当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。以下同じ。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

現　行　定　款	変　更　案
第5章　監査役および監査役会	第5章　監査役および監査役会
第27条 〳　　(条文省略) 第32条	第28条 〳　　(現行どおり) 第33条
(新　設)	(監査役との責任限定契約) 第34条　当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
第33条 〳　　(条文省略) 第38条	第35条 〳　　(現行どおり) 第40条

第３号議案　取締役10名選任の件

取締役全員11名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

（取締役候補者）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）	所有する当行株式の数
1	佐藤安紀（昭和20年２月11日）	昭和43年４月　当行入行 平成７年６月　当行取締役総務部長 平成９年６月　当行常務取締役 平成11年４月　当行取締役頭取（現任） （監査部担当）	10,000株
2	石塚恭路（昭和35年４月18日）	昭和59年４月　当行入行 平成19年６月　当行取締役仙台支店長兼仙台ローンセンター長 平成20年４月　当行取締役仙台支店長 平成21年５月　当行取締役 平成21年６月　当行常務取締役 平成23年５月　当行常務取締役営業統括部長 平成25年４月　当行常務取締役（現任） （審査部、事務システム部担当）	2,000株
3	佐藤達也（昭和34年２月４日）	昭和56年４月　当行入行 平成21年６月　当行取締役人事部長 平成24年６月　当行常務取締役人事部長 平成24年10月　当行常務取締役 平成25年４月　当行常務取締役リスク管理部長 平成27年４月　当行常務取締役（現任） （総務部、リスク管理部担当）	2,100株
4	瀬川光夫（昭和31年11月26日）	昭和50年４月　当行入行 平成19年６月　当行取締役本店営業部長 平成23年４月　当行取締役総務部長 平成24年４月　当行取締役頭取付 平成24年６月　当行常務取締役総務部長 平成25年４月　当行常務取締役（現任） （営業統括部担当）	1,600株

（取締役候補者つづき）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）	所有する当行株式の数
5	柴田克洋（しばたかつひろ） （昭和36年６月22日）	昭和59年４月　当行入行 平成14年４月　当行経営企画部長 平成24年６月　当行取締役経営企画部長 平成27年４月　当行取締役頭取付（現任）	1,773株
6	太田稔（おおたみのる） （昭和５年７月19日）	昭和58年３月　岩手医科大学歯学部教授 平成８年４月　岩手医科大学名誉教授 平成９年８月　学校法人盛岡大学理事 平成10年４月　盛岡大学・盛岡大学短期大学部学長 平成14年６月　当行取締役（現任） 平成23年10月　学校法人盛岡大学理事長（現任）	5,700株
7	村田嘉一（むらたかいち） （昭和16年３月６日）	昭和38年４月　株式会社日立製作所入社 平成９年６月　同社取締役財務部長 平成11年４月　同社専務取締役財務部長 平成13年６月　日立キャピタル株式会社代表取締役社長 平成18年６月　株式会社日立製作所名誉顧問 平成20年４月　学校法人明治大学理事 平成23年６月　当行取締役（現任）	2,100株
8	髙橋義則（たかはしよしのり） （昭和33年２月１日）	昭和56年４月　当行入行 平成22年４月　当行事務システム部長 平成24年10月　当行人事部長 平成25年６月　当行取締役人事部長（現任）	1,400株
9	藤田克弘（ふじたかつひろ） （昭和33年12月２日）	昭和56年４月　当行入行 平成20年10月　当行審査部長 平成25年４月　当行本店営業部長 平成25年６月　当行取締役本店営業部長 平成26年10月　当行取締役東京支店長兼東京事務所長（現任）	1,400株

（取締役候補者つづき）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）	所有する当行株式の数
10	坂本 篤志（さかもと あつし） （昭和34年９月19日）	昭和58年４月　当行入行 平成21年５月　当行大通支店長 平成25年４月　当行営業統括部長 平成26年４月　当行営業統括部長兼地域事業支援室長 平成26年６月　当行取締役営業統括部長兼地域事業支援室長 平成27年４月　当行取締役営業統括部長（現任）	300株

（注）1. 各取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

2. 太田稔氏は社外取締役候補者でありますが、当行の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって13年であります。また、太田稔氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

3. 村田嘉一氏は社外取締役候補者でありますが、当行の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由について

太田稔氏につきましては、大学の理事長として培われた知識・経験等を広い視野から当行の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

村田嘉一氏につきましては、株式会社日立製作所専務取締役退任後、日立キャピタル株式会社代表取締役社長を務められており、日立グループ金融中核企業において培われた知識・経験等を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

5. 社外取締役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当行が判断した理由について

太田稔氏につきましては、大学の理事長として培われた知識・経験等を広い視野から当行の経営に活かしていただき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断するものであります。

6. 当行は、「第２号議案　定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、太田稔および村田嘉一の両氏の選任議案が承認された際には、両氏との間で会社法第427条第１項に基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役鈴木正之氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、その補欠として監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

（監査役候補者）

氏　　名 （生年月日）	略　　歴 （地位および重要な兼職の状況）	所有する当行株式の数
北（きた）　久雄（ひさお） （昭和29年４月２日）	昭和53年 ４ 月　当行入行 平成15年 ６ 月　当行取締役審査部長 平成17年10月　当行取締役本店営業部長 平成19年 ４ 月　当行取締役頭取付 平成20年 ４ 月　当行取締役審査部長 平成20年 ５ 月　当行常務取締役審査部長 平成20年10月　当行常務取締役 平成24年 ６ 月　当行専務取締役（現任）	1,800株

（注）1.　北久雄氏は新任の監査役候補者であります。

2.　監査役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.e-sokai.jp/）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。
操作方法の詳細につきましてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

3．インターネットによる議決権行使は、平成27年６月22日（月曜日）午後５時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。

4．議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

5．インターネットによって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

6．議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

１．パソコンを利用する場合
(1) インターネットにアクセスできること。
(2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
(3) インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft ® Internet Explorer Ver.5.01 SP2 以降を使用できること。
(4) ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
(5) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合にはAdobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降またはAdobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること。

※Internet Explorerは、米国 Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

２．携帯電話を利用する場合
(1) 「iモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」 のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。
(2) 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

※ｉモードは株式会社ＮＴＴドコモ、EZwebはＫＤＤＩ株式会社、Yahoo!は、米国Yahoo!Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

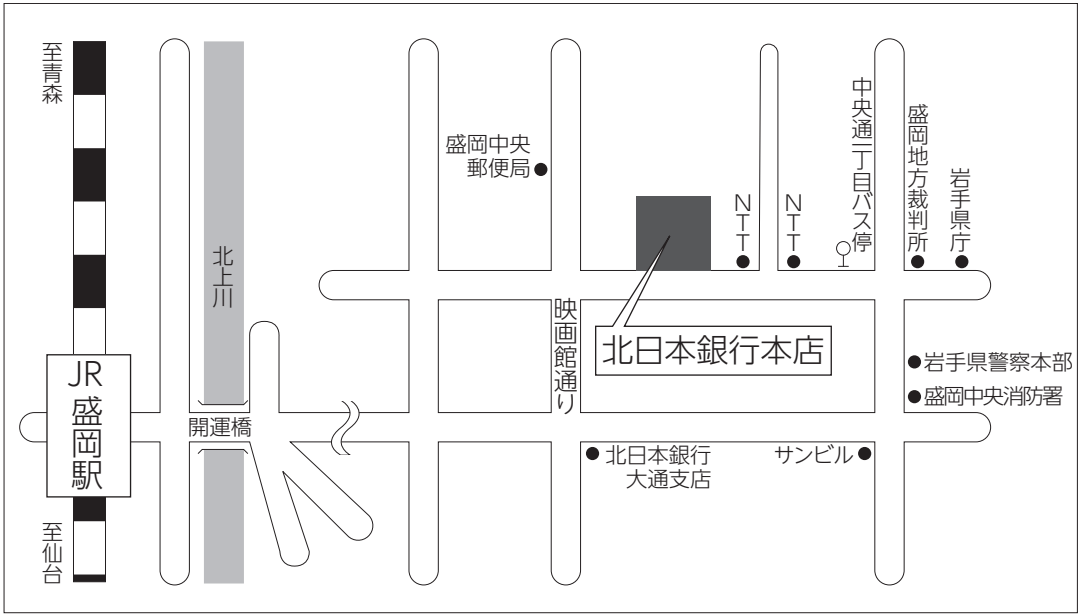
以　上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》
インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人　　日本証券代行株式会社　代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル　　0120-707-743　（フリーダイヤル）
受付時間　　9：00～21：00（土曜・日曜・祝日も受付）

株主総会会場ご案内図

会場：岩手県盛岡市中央通一丁目６番７号
北日本銀行本店　３階　大会議室
電話　(019) 653-1111（代表）



交通　◎　JR盛岡駅前バス乗り場５番線　盛岡バスセンター経由　乗車
又は
◎　JR盛岡駅前バス乗り場15番線　盛岡都心循環バスでんでんむし号（右回り）乗車
中央通一丁目バス停下車　徒歩２分